



令和4年度

定期総会を開催しました。



山田会長挨拶



太田課長様来賓挨拶

日時：令和5年2月20日(月)午後1時30分～ 場所：徳島市 ホテル千秋閣

来賓として徳島県農林水産部農山漁村振興課太田課長様に出席していただきました。

来賓挨拶(要旨)

土地改良区は、先人の弛まぬ努力で創られた「食料生産」の基盤である「農地」やその農地を潤す用水路等の土地改良施設を改良・保全する団体として、県から認可された「公法人」であり、将来にわたり、これら資源を適切に次世代へ引き継いでいくという、欠くことのできない使命を担っていただいていると考えております。

このため、本県では、次世代を担う会員の皆様を対象とした研修や、土地改良区の体制強化に向けた研究・普及啓発に取り組んでおり、今後ともこれら「活動への支援」を継続させていただき、土地改良区の次世代を担う人材の育成、ひいては、本県農業の発展につながることを期待しているところです。

今後、農業者の減少や耕作放棄地の拡大により、農地の適切な利活用が懸念される中、農地の集積・集約化に向けた取組の加速化は、喫緊の課題と考えており、県としましては、農業者の皆様の営農継続に資する事業を展開して参ります。

「とくしま水土里ネット次世代ネットワーク」の更なるご発展と、お集まりの皆様方の今後ますますのご健勝、ご活躍を心から祈念いたします。

>> 太田課長様ありがとうございました。

令和4年度活動報告

□ 研修会の参加

徳島県や水土里ネット主催の土地改良区役職員を対象とした研修会に会員が積極的に参加し、改正土地改良法や、複式簿記会計、土地改良区のコンプライアンスについて学習をしました。

また、令和4年度決算から義務化される貸借対照表の作成対応のために、研修会に参加をしました。

令和5年度活動計画

- ① 土地改良区事業に関する研究
- ② 国・県関係機関並びに土地改良区理事長等との意見交換会
- ③ 会報の発行
- ④ 会員の拡大

令和5年度活動計画は賛成多数で承認をいただきました。改正土地改良法により、土地改良区の運営体制を図る見直しがされ、令和4年度決算から貸借対照表の作成が義務化されました。これまでの会計研修等を通じて得た知識をもとに、法律違反とならないよう適切に対応する必要があります。関係機関と相談をしながら貸借対照表の作成を進めるとともに、会員との情報共有を図っていきます。

また、「あわ水土里女性の会」との連携により、会員相互の育成を図り、土地改良区の次世代体制の強化に積極的に取り組んでいきます。



総会の後、研修会を開催しました。

「新たに始める地域計画(旧:人農地プラン)について」

講師：徳島県農林水産部
農林水産政策課 農地政策担当

主席 村上 公治 氏

村上主席様から、新たに始める地域計画（旧：人農地プラン）について説明がありました。

高齢化や人口減少の本格化により農業者の減少や耕作放棄地が拡大し、地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念される中、農地が利用されやすくなるよう、農地の集約化に向けた取り組みを加速することが、喫緊の課題とのことでした。

そのため、目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する地域計画を定め、地域内外から農地の受け手を幅広く確保するとともに、農地バンクを活用した農地の集約化等を進める必要があるため、基盤法の改正法が令和4年5月に成立したとの説明がありました。



「人・農地将来ビジョン確立・実現支援事業（県事業）」を活用した「地域計画」の策定支援について

1. 目的

「人・農地プラン」の実質化の取り組みをさらに進化させ、地域の農業者等の話し合いに基づき、農地の集約化に重点をおいた具体的な農地利用の姿を明確にした計画（以下「地域計画」という。）の作成を支援するコーディネーターの育成と、県下の「地域計画」実践モデル地区における助言指導を行うことにより、市町村における農地の有効活用と担い手の農地の効率的な利用につなげる。

2. 内容

(1) コーディネーターの育成（委託）

・ファシリテーション講座の開催

（対象）農業支援センター職員ほか

（講座）①「地域計画」の基礎Ⅰ

・「地域計画」等の概要把握

・策定マニュアルや既存情報の整理

②「地域計画」の基礎Ⅱ

・話し合いの計画等の理論

③話し合いの場の実技

・ワークショップの進行と記録方法

（グループワーク）

・カード、模造紙等の使い方

お問合せ先

徳島県
農林水産部
農林水産政策課
農地政策担当

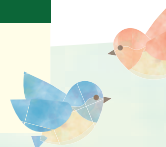
088-621-2426

(2) モデル地区への重点指導（委託）

・モデル地区における実践活動（地域での話し合いの促進）によるサポート

3. 委託先

有限会社 環境とまちづくり（代表：澤田俊明）



「土地改良区のコンプライアンスについて」

講師：徳島県農林水産部

農山漁村振興課 次世代体制担当

課長補佐 松田 良幸 氏



松田課長補佐様から、土地改良区のコンプライアンスについて説明がありました。

土地改良区は県知事の設立認可を受け、建設事業や維持管理事業などを行う極めて公共性の高い団体であり、組合員の合意により運営が行われる組織との説明がありました。特に理事・監事は法令、定款・規約を遵守し、総会の決議に従って業務を行うことが求められています。不祥事が発生したときは社会的な影響が大きくなりますので、日ごろからコンプライアンスを意識し、不祥事の未然防止に努めることが重要であるとのことでした。

不祥事の未然防止に向けて

① 組織内のチェック

- 預金通帳と印鑑の管理を別の者にする
- 監事監査の充実
 - ※法改正により員外監事の設置が義務化
- 理事と職員の相互確認を徹底する
 - ・毎月末の帳簿と現金預金残高の照合等

☆毎月確認すること・する日を決めておく
定期的で継続的な確認が重要

② 外部からのチェック

- 県民局等による「7つのチェック」
 - ・毎年全改良区に実施、基本的に無通告
- 土地改良区検査（県または農林水産省）
 - ・3年に1回実施

☆指摘事項の不明点は検査担当者に確認
指摘事項は役員で共有し対応する
次回検査で同様の指摘を受けないように

③ 会計上の取組み

- 現金支払いを止め、振込にする
- 複式簿記の導入による会計の明瞭化
 - ※法改正により貸借対照表作成が義務化
- 総会議決後の決算書類の公表（法 29 の 2）
- 指名業者選定委員会を設置

☆説明のできる会計処理をする

④ 合併等による事務体制の強化

- 合併
- 合同事務所の設置（将来的な合併）
- 土地改良区連合の設立
 - ※法改正により事務連合が可能となった

☆合併により組織規模が大きくなる
・専任事務員の雇用が可能になる
・事務の集約・効率化が実現する

役員改選について

2年の任期満了により、役員改選を行いました。

会長に現副会長の阿地氏、副会長に現幹事の加根氏、新たに幹事として岩崎氏が選任されました。

山田会長には顧問になっていただき、寺井顧問・東條顧問と共にご指導をいただきます。



阿地 建和／新会長（阿南市新野町）

■役員歴
 R 5.4.1 ～ 会長
 R 3.4.1 ～ R 5.3.31 副会長
 H31.4.1 ～ R 3.3.31 副会長
 H29.4.1 ～ H31.3.31 幹事



加根 敏之／新副会長（徳島市川内町）

■役員歴
 R 5.4.1 ～ 副会長
 R 3.4.1 ～ R 5.3.31 幹事
 H31.4.1 ～ R 3.3.31 幹事

【とくしま水土里ネット次世代ネットワーク 役員名簿】

職 種	土地改良区名	役 職	氏 名
会 長	新野土地改良区	組 合 員	阿 地 建 和
副 会 長	川内土地改良区	組 合 員	加 根 敏 之
幹 事	勝浦川土地改良区	総 代	岩 崎 政 史
幹 事	土成土地改良区合同事務所	職 員	中 川 道 博
幹 事	吉野川北岸土地改良区	職 員	福 山 祥 悟
事務局長	勝浦土地改良区	職 員	中 田 佳 宏

任 期 令和5年 4月 1日 ～
令和7年 3月 31日

職 種	土地改良区名	役 職	氏 名
顧 問	土成西部土地改良区	組 合 員	寺 井 良 仁
顧 問	板名用水土地改良区	組 合 員	東 條 政 博
顧 問	小川谷土地改良区	理 事	山 田 雅 洋



発行 / とくしま水土里ネット次世代ネットワーク 事務局

徳島市伊月町1丁目 32 番地 徳島県土地改良事業団体連合会内

電話：088-626-3211 FAX：088-655-3399 Mail-address jisedainet@tokudoren.or.jp